

平成 18 年 12 月 3 日

日本青年国際交流機構大規模災害支援積立金に関する内規

日本青年国際交流機構

(目的)

第1条 この内規は日本青年国際交流機構（以下「IYEO」と言う。）と緊密な関係を有する国内外における機関、組織及び役員、会員等が、大規模な災害等により、罹災した時に IYEO として速やかな支援的対応を図るため、「IYEO 大規模災害支援積立金（以下「当積立金」と言う。）の運用に関して規定する。

(原資)

第2条 当積立金の原資は、一般会計より 50 万円を当積立金勘定に繰り入れ開始するものとする。

(支援の決定)

第3条 1. IYEO として支援すべき大規模災害が起きたときには、IYEO 都道府県会長もしくは本部役員は、支援先災害の概要及び支援の必要性、支援先の活動内容を明記した任意の書面にて、会長に申請するものとする。
2. 会長は、前項に基づいて申請のあった場合には、支援の是非、支援先、支援方法、支援額もしくは支援物について速やかに全幹事に諮り、過半数以上の賛成をもって決定する。

(支援の実行)

第4条 会長は第 3 条により決められた支援金（物）を迅速、確実な方法により、IYEO 名にて贈呈するものとする。

(災害募金の呼び掛け)

第5条 会長は第 3 条により支援を決定した場合には、全国推進会議の構成員に対し報告するとともに、有効な方法により、災害募金の趣旨を明示した上で、寄付の募集を開始しなければならない。

(寄付金の処理)

第6条 1. 前条により寄せられた寄付金は、第 4 条によりあらかじめ拠出している額までは、当積立金に戻し入れ原資を復元する。
2. 前項のあらかじめ拠出している額を超えて寄せられた寄付金については、出来るだけ速やかに第 3 条で決定した支援先に届けるものとする。

(積立金の補てん)

第7条 1. 会計年度末において、当積立金の残高が第 2 条により運用を開始した額を下回った場合には全国推進会議の議を経て、一般会計において「大規模災害支援積立支出」として費用計上し積立金を補てんすることができるものとする。
2. 第 5 条に基づかず、災害募金と明記された寄付金は全額当積立金に繰り入れるものとする。

(付則)

1. 当内規の改廃は、全国推進会議の議決を経なければならない。
2. この内規は、平成 18 年 12 月 3 日より施行する。